

会 則

第1章 名称

第1条 本会は、「ISNA 日本スノーズレン総合研究所」(International Snoezelen Association Japan Snoezelen Research Institute：略称「ISNA JAPAN」：イスナ ヤーパン)という。

第2章 目的および諸活動

第2条 本会は、ISNA から正式に認定された日本における「ISNA JAPAN」として、世界の ISNA および ISNA-mse の認識を踏まえて、日本におけるスノーズレンの普及および研究と研修を推進することで、学校・福祉施設・病院等におけるスノーズレン実践の質的向上を図ると共に、研究および研修成果を国内外のスノーズレンの学会や研究会・研修会等で発表し、スノーズレンの理論と実践を身に付けた質の高いスノーズレンの実践者を養成し、人々の福祉や生活の質の向上に資することを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

1. 日本国内外におけるスノーズレンの理論と実践に関する研究と人材育成を推進する。
 - (1) 本会に、個人会員及び学生会員を置きスノーズレンの研究と人材育成を推進する。
 - (2) 世界のスノーズレンの専門家に特別顧問と特別研究協力者を委嘱し、スノーズレンの研究と研修を推進する。
 - (3) 国内外の専門家を招聘したスノーズレン研修会を年間1回以上開催する。
 - (4) 国内学会、ISNA および ISNA-mse による国際スノーズレン学会・会議に参加し研究発表を行う。
2. 研究・研修成果および活動報告をまとめた、機関誌『スノーズレン教育・福祉研究』を定期的に発行する(年1回)。
3. スノーズレン資格認定講座を修了し、スノーズレン専門支援士の資格を取得した者のみが入会できるスノーズレン専門支援士の会で、継続したフォローアップを行う。

第3章 構成員

第4条 構成員は、本会の活動に賛同する者とする。

第5条 本会の構成員は以下のとおりである。

1. 名誉会長 1名
2. 会 長 1名
3. 副会長 2名
4. 各事務局長(会員管理事務局・機関誌編集事務局・研修会事務局・資格認定講座事務局) 及び事務局員 各局1名以上
5. 顧問 1名以上
6. 特別顧問 1名
7. 海外特別研究協力者 2名以上
8. 会員(個人会員・学生会員・賛助会員)

第6条 構成員の役割は以下のとおりである。

1. 名誉会長は、会長または所長を歴任した本会の発展に功績のある者で、適宜会長以下後進の助言・相談を行う。
2. 会長は本会を代表し、会の運営を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
4. 各事務局長は本会の各局の業務を統括し、会長及び副会長を補佐する。
5. 会員管理事務局は、本会の会員の入退会の管理及び年会費の請求を行い、会計及び会計監査の事務処理等を担当する。
6. 機関誌編集事務局は、機関誌の発刊までの業務を執り行う。
業務内容においては、会員への論文募集案内、論文受付、提出された論文に対する査読者の

割り当て、投稿者と査読者への連絡、査読結果による機関誌編集委員会の審議、査読完了後の機関誌編集、出版社担当との発刊までのやり取りなどである。

7. 研修会事務局は、スヌーズレンの啓蒙活動の一環として研修会の企画立案、実施まで行う。業務内容においては、研修会のテーマの企画、開催日時確定、講師構成及び講師招聘依頼、会場の手配、チラシの作成及び広報、当日の参加者への対応、撤収作業などである。オンラインの場合は、オンラインツールのセッティングなどの準備も含む。
8. 資格認定事務局は、スヌーズレン資格認定講座の企画実施及び講座の開発を行う。また、スヌーズレン専門支援士の会をサポートする。業務内容においては、資格認定講座の企画、資格認定講師の招聘、会場の選定、資格認定講座の実施、資格認定証の授与などを行う。資格認定証の発行は会長名で資格認定事務局が行う。
9. 顧問は、本会の運営について会長からの諮問に対して助言を行う。
10. 特別顧問及び海外特別研究協力者は、本会の研究および研修活動に専門家として協力する。
11. 個人会員及び学生会員は、本会主催の研修会へ参加や国内外の学会等において研究成果や研修成果を発表することに努めると共に、機関誌『スヌーズレン教育・福祉研究』に論文を投稿するように努める。

第4章 会員および年会費等

第7条 会員は、学生会員・個人会員・賛助会員よりなる。

1. 会員は、スヌーズレンのレジャー・教育・セラピーに関心のある者、およびスヌーズレンの実践または研究に従事する者とする。
2. 会員は、本会の趣旨に賛同する個人または団体を指す。
3. 会員になる者は、所定の申込書フォームに必要事項を記入する。
4. 会員は、年会費を本会の口座に振込むこととする。学生会員は 2,000 円、個人会員は 5,000 円、賛助会員は 30,000 円とする。
5. 名誉会長は、会費を徴収しないこととする。
6. 会費は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年度会費とする。
7. 会員が年会費を支払った際には、機関誌電子ブックの ID とパスワードを提供する。
8. 賛助会員は研修会参加費を毎回 3 名まで無料とする。
9. 賛助会員が研修会でスヌーズレン製品の展示・販売・パンフレット配付等を行う場合、出展費として別途毎回 30,000 円を本会の口座に振り込むこととする。また会員以外の場合は、毎回 50,000 円を振り込むこととする。なお、オンライン研修会の場合は半額とする。
10. 本会を退会する場合は、事務局に退会の旨をメールで届け出ると共に、未納の会費がある場合には全額を支払うこと。

第8条 入退会および除名

1. 入会は所定の入会申込書フォームに必要事項を記入する。会費納入を確認した後メールにて機関誌電子ブックの ID とパスワードを含めた連絡を行う。
2. 退会はその旨を事務局にメールで送付する。後日退会承認の通知をメールする。
3. 2 年間会費を未納の者は退会扱いとなる。
4. 本会の名誉を著しく毀損した者又は本会の倫理綱領に反した行為(不正および倫理的・道義的問題行為)を行った者は、定例会の審議を経て除名処分とする。除名処分された者は、再入会することはできない。

第5章 本部の所在地

第9条 本会の本部を以下に置く。

〒115-8650 東京都北区赤羽台 1-7-11 WELLB-HUB2

東洋大学福祉社会デザイン学部人間環境デザイン学科 嶺 也守寛 研究室内

第6章 運営

第 10 条 本会の運営は、定例会にて審議することにする。
また本会の運営上助言が必要な場合には、適宜、名誉会長、特別顧問、海外特別研究協力者、顧問から助言を受ける機会を設けると共に、会員からの意見を本会の運営に反映させるよう努める。

第 11 条 定例会の開催について
定例会の開催においては、会長、副会長及び各局の事務局長及び事務局員が出席して月 1 回程度開催する。

第 7 章 会則の変更

第 12 条 会則の変更は、会長が行い総会で承認を得る。

附則

1. 本会は、平成 27(2015)年 6 月 1 日に、大阪府吹田市で設立された。
2. 本会の会則は、平成 29(2017)年 5 月 1 日より施行する。
3. 本会の改正会則は、平成 30(2018)年 5 月 28 日より施行する。
4. 本会の改正会則は、令和 2(2020)年 4 月 10 日より施行する。
5. 本会の改正会則は、令和 3(2021)年 4 月 1 日より施行する。
6. 本会の改正会則は、令和 3(2021)年 5 月 1 日より施行する。
7. 本会の改正会則は、令和 4(2022)年 4 月 1 日より施行する。
8. 本会の改正会則は、令和 6(2024)年 4 月 1 日より施行する。